

○人身売買及び他人の売春から の搾取の禁止に関する条約

(昭和三十三年七月三十日)
（条約第九号）

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約をここに
公布する。

人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
売春及びこれに伴う悪弊である売春を目的とする人身売買は、人
としての尊厳及び価値に反するものであり、かつ、個人、家族及び
社会の福祉をそこなうので、

婦人及び児童の売買の禁止に関し、次の国際文書、すなわち、

1 千九百四十八年十二月三日に国際連合総会で承認された議定書
により改正された千九百四年五月十八日の「醜業ヲ行ハシムル為
ノ婦女売買取締ニ闕スル国際協定」

2 前記の議定書により改正された千九百十年五月四日の「醜業ヲ
行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ闕スル国際條約」

3 千九百四十七年十月二十日に国際連合総会で承認された議定書

により改正された千九百二十一年九月三十日の「婦人及児童ノ売
買禁止ニ闕スル国際條約」

4 3に掲げる議定書により改正された千九百三十三年十月十一日
の成年婦女子の売買の禁止に関する国際条約
が有効であるので、

千九百三十七年に、国際連盟は、前記の文書の適用範囲を拡大す
る条約案を作成したので、また、

前記の文書を統一し、かつ、千九百三十七年の条約案の内容に望
ましい変更を加えたものを具体化する条約を締結することが、千九
百三十七年以来の諸事情によつて可能となつてゐるので、
よつて、締約国は、ここに、次のとおり協定する。

第一条

この条約の締約国は、他人の情欲を満足させるために次のことを
行ういかなる者をも処罰することに同意する。

- 1 売春を目的として他の者を、その者の同意があつた場合におい
ても、勧誘し、誘引し、又は掠去すること。
- 2 本人の同意があつた場合においても、その者の売春から搾取す
ること。

第二条

この条約の締約国は、さらに、次のことを行ういかなる者をも処
罰することに同意する。

- 1 売春宿を経営し、若しくは管理し、又は情を知つて、これに融
資し、若しくはその融資に関与すること。

2 他の者の売春のために、情を知つて、建物その他の場所又はその一部を貸与し、又は賃貸すること。

第三条

第一条及び第二条に掲げるいづれかの違反行為の未遂及び予備も、また、国内法が認める範囲内で処罰されるものとする。

第四条

第一条及び第二条に掲げる行為に対する加担行為も、また、国内法が認める範囲内で処罰されるものとする。

加担行為は、処罰を免かれることを防止するために必要であるときはいつでも、国内法が認める範囲内で、独立の違反行為として取り扱われるものとする。

第五条

被害者が、国内法に基きこの条約に掲げるいづれかの違反行為に

関する訴訟の当事者となる権利を有する場合には、外国人は、内国人と同一の条件でその権利を有するものとする。

第六条

この条約の各締約国は、売春を行う者又は売春を行う疑のある者が特別の登録を行い、特別の書類を所持し、又は取締若しくは通告に関する特別の要件に服する旨を規定しているいかなる現行の法令又は行政規定をも無効にして、又は廃止するため必要なすべての措置を執ることに同意する。

第七条

この条約に掲げる違反行為のために外国で受けた過去の有罪判決

は、国内法が認める範囲内で、次の目的のために考慮に入れられるものとする。

1 常習性を証明するため。

2 犯罪者の公権行使する資格を喪失させるため。

第八条

第一条及び第二条に掲げる違反行為は、この条約のいづれかの締約国間で締結されているか、又は将来締結される犯罪人引渡し条約における引渡犯罪とみなされるものとする。

この条約の締約国で、犯罪人引渡しについて条約の存在を条件としないものは、今後、第一条及び第二条に掲げる違反行為を、これら

の国において、引渡しに係る事件と認めるものとする。

犯罪人引渡しは、その請求を受けた国の法令に従つて行われるものとする。

第九条

自国民の犯罪人引渡しが法令で認められていない国においては、その國の国民で第一条及び第二条に掲げる違反行為のいづれかを国外で犯した後に自國に帰国したものは、自國の裁判所で訴追され、かつ、処罰されるものとする。

前項の規定は、この条約の締約国間における外国人に係る同様の場合について、外国人の犯罪人引渡しを認めることができないときは、適用がないものとする。

第十条

前条の規定は、犯罪により訴追を受けた者すでに外国で裁判を

受けたものには、適用しないものとする。ただし、有罪の場合には、服役を完了し、又は当該外国の法令に従つて刑を免除され、若しくは減刑されたものに限る。

第十一條

この条約のいかなる規定も、刑事裁判管轄権の範囲に関する國際法上の一般的問題に対する締約国の態度を決定するものと解してはならない。

第十二條

この条約は、この条約に掲げる違反行為が各國においてその国内法に従つて定義され、訴追され、及び処罰されるべきであるという原則に影響を与えるものではない。

第十三條

この条約の締約国は、自國の国内法及び慣行に従つて、この条約に掲げる違反行為に関する司法共助の嘱託書を実施する義務を負うものとする。

司法共助の嘱託書の送付は、次の方法のいずれかにより行う。

1 司法当局間の直接の通信

2 両國の法務大臣の間の直接の通信又は嘱託国の権限のある他の当局から受託国の法務大臣への直接の通信

3 受託国に駐在する嘱託国の外交使節又は領事官経由。その外交使節又は領事官は、司法共助の嘱託書を直接に受託国の権限のある司法当局又は同國政府の指定する当局に送付するものとし、かかる司法共助の嘱託書の実施に関する書類は、前記の送付先当局

から直接に受領するものとする。

1及び3の場合においては、司法共助の嘱託書の一通を受託国に上級当局に必ず送付するものとする。

別段の合意がない限り、司法共助の嘱託書は、嘱託当局の国語で作成しなければならない。ただし、受託国は、嘱託当局が正確であることを證明した受託国の国語による翻訳文を要求することができる。

第十四條

この条約の各締約国は、他の各締約国に対し、前記の送付方法のうち、自國がそれらの國の司法共助の嘱託書のために承認する一つは二以上の方法を通知するものとする。

締約国が前記の通知を行うまでの間、司法共助の嘱託書に関してはその國の現行の手続によるものとする。

司法共助の嘱託書の実施により、鑑定人の費用以外のいかなる性質の料金又は費用の支払請求権も生ずることはないものとする。

この条約のいかなる規定も、この条約の締約国が刑事事件について、その国内法に反する立証形式又は立証方法を採用することを約束するものと解してはならない。

第十五條

この条約の各締約国は、この条約に掲げる違反行為を調査した結果を整理しきつめるとめることを任務とする機関を設置し、又は維持するものとする。

前記の機関は、この条約に掲げる違反行為の防止及び処罰に役だつと考えられるすべての情報を収集し、かつ、他の国に対応する機

関と密接な連絡を保つものとする。

第十五条

前条の機関について責任を負う当局は、国内法が認める範囲内で、かつ、その当局が望ましいと認める程度において、他の国の対応する機関について責任を負う当局に次の情報を提供するものとする。

- 1 この条約に掲げる違反行為又はその未遂に関する詳細
- 2 この条約に掲げる違反行為のいずれかを犯した者の捜査、訴追、逮捕、有罪判決、自認の拒否及び送還に関する詳細、その者の動静並びにその者についての他の有益な情報
- 3 前記の情報は、犯罪者的人相書、指紋、写真、手口、警察の記録及び有罪判決の記録を含むものとする。

第十六条

この条約の締約国は、その公私の教育、保健、社会、経済その他の関係機関を通じて、売春の防止並びに売春及びこの条約に掲げる違反行為の被害者の更生及び社会的補導のための措置を執り、又はこれを奨励することに同意する。

第十七条

この条約の締約国は、売春を目的とする男女の人身売買を防止するため、出入国に関連して、この条約に基きその義務として要求されている措置を執り、又は維持することを約束する。

- 1 出入国者、特に婦人及び児童を到着地及び出発地において並び

にその旅行中において保護するため必要な規則を設けること。

第二十一条

- 2 前記の人身売買の危険を公衆に警告する適当な周知方法を講ずること。
- 3 売春を目的とする国際的・人身売買を防止するため、鉄道停車場、空港、海港、旅行中及び他の公開の場所の取締を確保するための適当な措置を執ること。
- 4 前記の人身売買の主犯及び共犯又はその被害者であると疑うに足りる者の到着を当局が知ることができるように適当な措置を執ること。

第十八条

この条約の締約国は、国内法が定める条件に従い、売春者である外国人から、その身元及び身分関係を確かめるため、並びにだれが本国を去らせるに至ったかを知るために供述を取ることを約束する。入手した情報は、それらの者が将来本国に帰國すべきことを考慮し、その本国の当局に通知するものとする。

第十九条

この条約の締約国は、国内法が定める条件に従い、できる限り次のことを行うことを約束する。ただし、国内法に対する違反を訴追し又はこれに対しその他の措置を執ることを妨げない。

- 1 売春を目的とする国際的・人身売買の被害者が、その本国への送還に関する措置を完了するまでの間、生活に困窮するときは、それらの者の一時的保護及び扶養のための適当な措置を講ずること。

2 第十八条に掲げる者であつて、本国への帰國を希望するもの、

その者に対する権限行使する者から送還を要求されてゐるもの

又は法令に従つて強制退去を命ぜられたものを本国に送還すること。本国への送還は、身元及び国籍について、並びに国境における到着の場所及び日時について送還先国と合意が成立した後にのみ実施されるものとする。この条約の各締約国は、その領域のこれらの人による通過を容易にするものとする。

前項に掲げる者が、本国への送還の費用を返済することができず、かつ、本人に代つてその費用の支拂を行う配偶者、親族又は保護者を有しないときは、その本国に向つて最も近い国境、乗船港又は空港までの送還費用は、その者が居住している国の負担とし、残余の旅行の費用は、その本国の負担とする。

第二十条

この条約の締約国は、当該措置をまだ執つていないときは、求職者、特に婦人及び児童を売春の危険にさらさないため、職業紹介事業の監督について必要な措置を執るものとする。

第二十一条

この条約の締約国は、この条約の事項に関する限りその國で公布されている法令並びに今後、毎年、この条約の事項に関する措置を國際連合事務総長に通知するものとする。事務総長は、受領した情報を定期的に刊行し、かつ、すべての國際連合加盟国及び第二十三条の規定に従いこの条約を正式に通報してある非加盟国に送付す

るものとする。

第二十二条

この条約の締約国の間にこの条約の解釈又は適用に關して紛争が生じ、かつ、その紛争を他の方法で解決することができないときは、その紛争は、いずれかの紛争当事国の請求により、國際司法裁判所に付託するものとする。

第二十三条

この条約は、すべての國際連合加盟国及び經濟社會理事會が招請状を発したすべての他の國の署名のために開放しておく。この条約は、批准されなければならず、批准書は、國際連合事務総長に寄託するものとする。

第一項に規定する國でこの条約に署名していないものは、この条約に加入することができる。

加入は、加入書を國際連合事務総長に寄託することにより行つものとする。

この条約において「國」とは、この条約に署名しあつこれを批准し、又はこれに加入する國のすべての殖民地、信託統治地域及びそれらの國が國際的に責任を有するすべての地域を含むものとする。

第二十四条

この条約は、二番目の批准書又は加入書の寄託の日の後九十日目に効力を生ずる。

二番目の批准書又は加入書の寄託の後にこの条約を批准し、又はこれに加入する各國については、この条約は、その國が批准書又は

加入書を寄託した後九十日目に効力を生ずる。

第二十五条

この条約の効力発生の後五年が経過した後は、この条約のいずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面の通告により、この条約を廃棄することができる。

廃棄は、廃棄通告を行つた国について、その通告を国際連合事務総長が受領した日から一年で効力を生ずる。

第二十六条

国際連合事務総長は、すべての国際連合加盟国及び第一一十三条に規定する非加盟国に次の事項を通報しなければならない。

- (a) 第二十三條の規定に従つて行われた署名並びに受領した批准書及び加入書
- (b) この条約が第二十四条の規定に従つて効力を生ずる日
- (c) 第二十五條の規定に従つて行われた廃棄通告

第二十七条

この条約の各締約国は、その憲法の規定に従い、この条約の適用を確保するため必要な立法上その他の措置を執ることを約束する。

第二十八条

この条約の規定は、その締約国との間の関係においては、前文の第一項の1、2、3及び4に掲げる国際文書の規定にとつて代るものとし、それらの文書は、それぞれ、そのすべての締約国がこの条約の締約国となつた時に終了したものとみなされる。